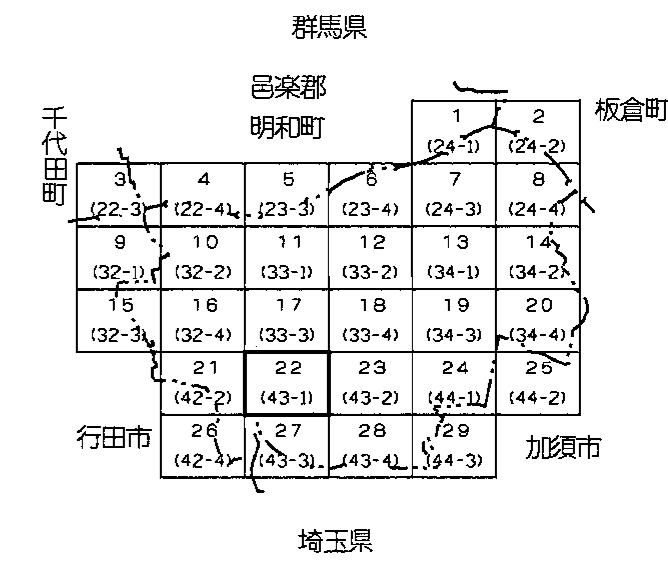
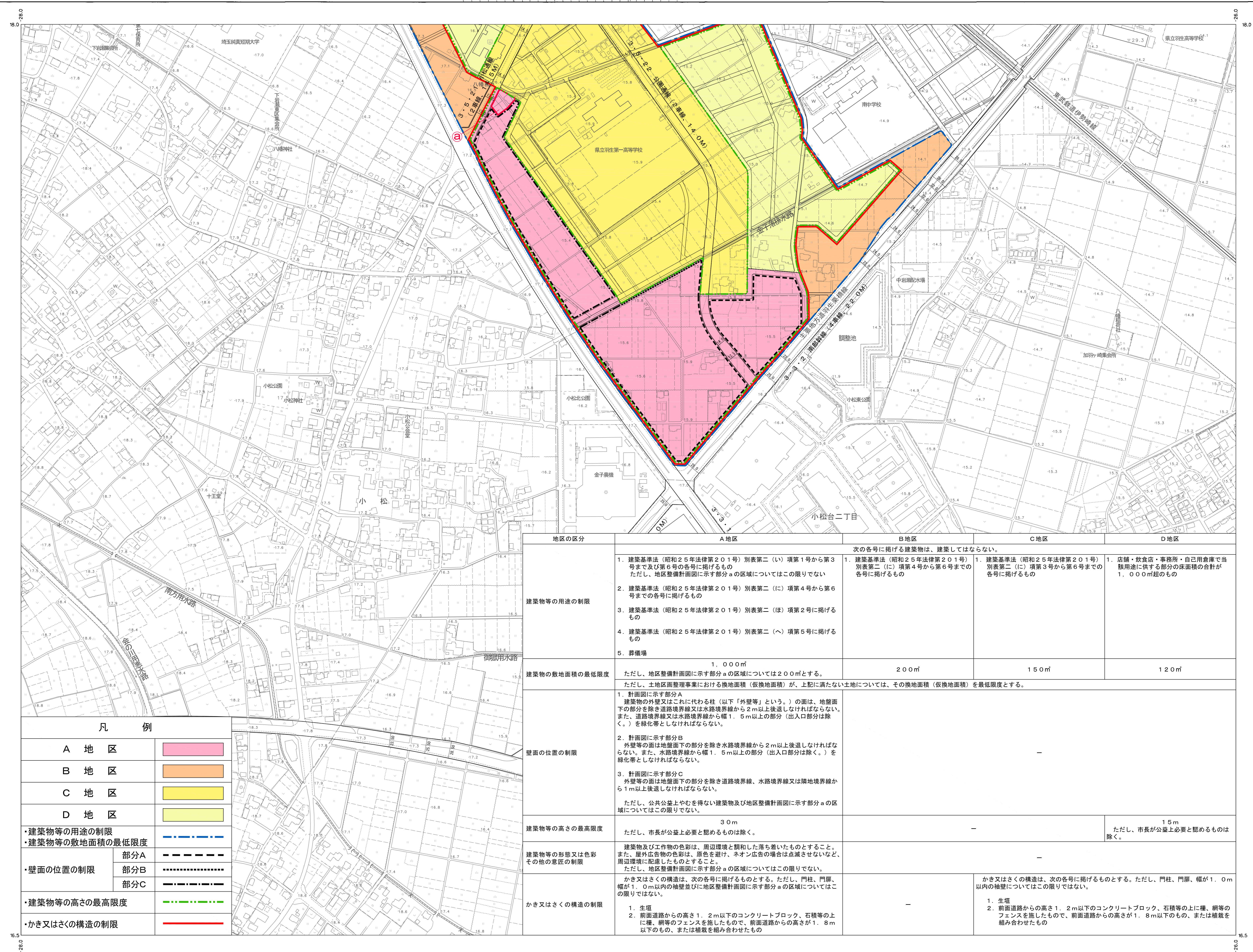


羽生市地形図 22

地区計画—地区整備計画図

平成二十年三月作成



記号

■	普通建物	▲37.2	三	角	▲	37.2	三	角
■	住宅用建物	▲25.62	水	準	▲	25.62	水	準
■	住宅用建物	▲42.3	多	層	▲	42.3	多	層
■	住宅用建物	▲35.6	中	層	▲	35.6	中	層
■	住宅用建物	▲25.72	中	層	▲	25.72	中	層
■	住宅用建物	▲12.3	低	層	▲	12.3	低	層
■	住宅用建物	▲19.6	中	層	▲	19.6	中	層
■	住宅用建物	▲25.62	中	層	▲	25.62	中	層

凡 例

A 地区	
B 地区	
C 地区	
D 地区	
建築物等の用途の制限	
建築物等の敷地面積の最低限度	
壁面の位置の制限	部分A
	部分B
	部分C
建築物等の高さの最高限度	
かき又はさくの構造の制限	

地区の区分	A地区	B地区	C地区	D地区
建築物等の用途の制限	1. 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第二（イ）項第1号から第3号まで及び第4号の各号に掲げるもの ただし、地区整備計画図に示す部分aの区域についてはこの限りでない 2. 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第二（ロ）項第4号から第6号までの各号に掲げるもの 3. 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第二（ハ）項第2号に掲げるもの 4. 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第二（ヘ）項第5号に掲げるもの 5. 葬儀場	1. 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第二（ロ）項第4号から第6号までの各号に掲げるもの	1. 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第二（ロ）項第3号から第6号までの各号に掲げるもの	1. 店舗・飲食店・事務所・自己用倉庫で当該用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡超のもの
建築物の敷地面積の最低限度	1,000㎡ ただし、地区整備計画図に示す部分aの区域については200㎡とする。 ただし、土地区画整理事業における換地面積（仮換地面積）が、上記に満たない土地については、その換地面積（仮換地面積）を最低限度とする。	200㎡	150㎡	120㎡
壁面の位置の制限	1. 計画図に示す部分A 建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面は、地盤面下の部分を除き道路境界線又は水路境界線から2m以上後退しなければならない。また、水路境界線から幅1.5m以上の部分（出入口部分は除く。）を緑化帯としなければならない。 2. 計画図に示す部分B 外壁等の面は地盤面下の部分を除き水路境界線から2m以上後退しなければならない。また、水路境界線から幅1.5m以上の部分（出入口部分は除く。）を緑化帯としなければならない。 3. 計画図に示す部分C 外壁等の面は地盤面下の部分を除き道路境界線、水路境界線又は隣地境界線から1m以上後退しなければならない。 ただし、公共公益上やむを得ない建築物及び地区整備計画図に示す部分aの区域についてはこの限りでない。			
建築物等の高さの最高限度	30m ただし、市長が公益上必要と認めるものは除く。			15m ただし、市長が公益上必要と認めるものは除く。
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物及び工作物の色彩は、周辺環境と調和した落ち着いたものとする。また、屋外広告物の色彩は、原色を避け、ネオン広告の場合は点滅させないなど、周辺環境に配慮したものとする。 ただし、地区整備計画図に示す部分aの区域についてはこの限りでない。			
かき又はさくの構造の制限	かき又はさくの構造は、次の各号に掲げるものとする。ただし、門柱、門扉、幅が1.0m以内の袖壁及び地区整備計画図に示す部分aの区域についてはこの限りでない。 1. 生垣 2. 前面道路からの高さ1.2m以下のコンクリートブロック、石積等の上に、網等のフェンスを施したもので、前面道路からの高さが1.8m以下のもの、または積載を組み合わせたもの			かき又はさくの構造は、次の各号に掲げるものとする。ただし、門柱、門扉、幅が1.0m以内の袖壁についてはこの限りでない。 1. 生垣 2. 前面道路からの高さ1.2m以下のコンクリートブロック、石積等の上に、網等のフェンスを施したもので、前面道路からの高さが1.8m以下のもの、または積載を組み合わせたもの

